

公 示 日 : 2025 年 5 月 28 日 (水)

調達管理番号 : 25a00160

国 名 : パプアニューギニア

担 当 部 署 : 地球環境部森林・自然環境保全グループ自然環境保全第 1 チーム

調 達 件 名 : パプアニューギニア国気候変動対策に資する森林管理能力強化アド
バイザー業務詳細計画策定調査 (森林管理情報/REDD+)

適用される契約約款 :

- ・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務 (役務) が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 森林管理情報/REDD+
- (2) 格 付 : 3 号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2025 年 7 月上旬から 2025 年 8 月下旬
- (2) 業務人月 : 0.55
- (3) 業務日数 :

準備業務	現地業務	整理業務
2 日	6 日	5 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部
- (3) 提 出 期 限 : 2025 年 6 月 11 日 (水) (12 時まで)
- (4) 提 出 方 法 : 国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。 (<https://partner.jica.go.jp/>)
具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の
「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出 5 営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2025 年 6 月 20 日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
（<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>）のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

（1）業務の実施方針等：

- | | |
|------------------|------|
| ① 業務実施の基本方針 | 16 点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4 点 |

（2）業務従事者の経験能力等：

- | | |
|----------------|------|
| ① 類似業務の経験 | 40 点 |
| ② 対象国・地域での業務経験 | 8 点 |
| ③ 語学力 | 16 点 |
| ④ その他学位、資格等 | 16 点 |

（計 100 点）

類似業務経験の分野	森林管理情報及び REDD+ に係る各種調査
対象国及び類似地域	パプアニューギニア及び全途上国

語学の種類	英語
-------	----

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

パプアニューギニア独立国（以下、「PNG」）は約 35 百万 ha の森林を有する世界有数の熱帯林保有国である（森林率 78%）。商業伐採により年間約 400 万 m³ の丸太を輸出し、丸太輸出が貴重な外貨獲得手段のひとつとなっており、また農村地域住民への雇用を提供するとともに農村地域における道路や橋梁などのインフラ整備の促進にも貢献している。林業セクターが国の社会経済に多大な影響を持つ一方で、2015 年における 2000 年比での地球温暖化ガス排出量は、約 29 百万 CO₂ トンの排出増となっており、そのうち約 8 割となる約 23 百万 CO₂ トンは商業伐採や農地開発などの森林由来によるものとされている。そのため、森林減少・劣化対策が気候変動及び持続可能な森林経営の両方において重要であるという認識のもと PNG 政府は REDD+ 資金の獲得に向け、REDD+ 事業に資する制度や体制等の準備を進めてきた。REDD+ の実施段階では PNG とその他政府機関の連携体制の強化、過去の JICA 事業で整備されてきた森林資源情報管理システム（PNG - FRIMS）の気候変動対策及び森林管理実施における更なる活用・強化が求められる。かかる状況を受け、PNG 政府より「気候変動対策に資する森林管理能力強化アドバイザー業務」（以下、「本技術協力」）が要請された。

本詳細計画策定調査は、実施体制、成果、活動を整理した上で、本技術協力の内容を確認・協議し、本技術協力に係る合意文書締結を行うことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 準備業務（2025 年 7 月上旬～2025 年 7 月中旬）

- ① 要請背景・内容を把握（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、必要に応じ、パプアニューギニア側関係機関（C/P 機関等）に対する質問項目・内容を整理する。
- ② 本技術協力の PO（Plan of Operations）案の担当分野関連部分について検討する。
- ③ 対処方針会議等に参加する。

（２）現地業務（2025 年 7 月中旬）

- ① JICA パプアニューギニア事務所等との打合せに参加する。
- ② パプアニューギニア側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
- ③ 担当分野に係る情報・資料を収集し、現状を把握、分析する。具体的には以下のとおり。
 - ア）関連組織（ PNGFA（Papua New Guinea Forest Authority：PNG 森林公社）と CCDA（Climate Change and Development Authority：気候変動開発公社）等）の以下情報：
 - (a) 所掌業務、組織体制、根拠法
 - (b) 人員体制役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制
 - (c) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み
 - イ）森林管理情報及び REDD+における関連各組織の関与について、文献及びヒアリング結果等に基づき分析する。特に REDD+実施について、PNG 森林公社と気候変動対策を所轄する気候変動開発公社（CCDA）との連携状況や課題などを両者にヒアリングし、整理する。
 - ウ）関連機関における、森林資源情報システムにおける GIS やリモートセンシング技術の活用状況及び IT システム環境を把握する。また、PNG 森林公社における既存の PNG - FRIMS の利用状況を確認、課題や追加すべき機能のニーズを調査する。
 - エ）本技術協力に関連する他援助機関（国連食糧農業機関（FAO）、EF を含む欧州連合（EU）、アメリカ合衆国国際開発庁（USAID）、NGO 等）の活動動向、連携の可能性を整理する。
 - オ）パプアニューギニアにおける REDD+の取り組み状況を分析する。また、REDD+の実施ポテンシャルのあるエリアや GCF 成果支払の状況、再投資事業内容を確認する。

- 力) 現地再委託を請け負う可能な組織、業務実施単価に関する情報を収集する。
- ④ 森林資源情報システムの機能強化に向けた提案をする。具体的には以下のとおり。
- ア) 森林資源情報システムの機能強化に向けて、他の調査団員とも協議し、持続可能な森林管理及び REDD+の実施を行う視点から、実施機関の能力に配慮した案を検討する。
- イ) 想定する各活動の実施に必要な先方の実施体制(関連する組織、分野別能力・人数)の案を提案する。
- ⑤ 調査結果に基づき、担当分野の観点から本技術協力の実施案(本技術協力の協力期間、実施体制、PO(Plan of Operations))を他分野の団員とともに検討する。
- ⑥ 担当分野に係るPO(Plan of Operation)案(英文)、M/M(Minutes of Meeting)案(英文)の作成に協力する。
- ⑦ 担当分野に係る現地調査結果を JICA パプアニューギニア事務所等に報告する。
- (3) 整理業務(2025年7月下旬~2025年8月下旬)
- ① 収集資料を分析・整理する。
- ② 担当分野に係るPO、案件概要表の作成に協力する。
- ③ 帰国報告会等に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ④ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

業務完了報告書(和文3部)

2025年8月29日(金)までに提出。

担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)を添付し、電子データをもって提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版（以下同じ）の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

（１） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

（２） その他留意事項

パプアニューギニア国のポートモレスビー市内における宿泊については、安全管理対策上の理由から JICA が宿泊先を指定することとしているため、宿泊料については、一律 31,000 円／泊として計上してください。

10. 特記事項

（１） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は 2025 年 7 月 13 日～7 月 18 日を予定しています。

JICA の調査団員は本業務従事者と同時で現地調査を開始、終了する予定です。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括（JICA）

イ) 森林政策（JICA）

ウ) 協力企画（JICA）

エ) 森林管理情報／REDD+（本コンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICA パプアニューギニア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舎手配：あり

ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ) 通訳傭上：なし

オ) 現地日程のアレンジ：JICA がアレンジします。

カ) 執務スペースの提供：なし

（２） 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部森林・自然環境保全グループ 自然環境保全第一チームから配付しますので、gegdn@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

- ・ 要請書（英文）
- ・ 案件概要表（案）

（３） その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA パプアニューギニア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」

(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上